

1 2 いじめ防止基本方針（令和4年度）

和水町立三加和小学校

1 いじめ防止の基本方針

（1）基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全ての児童が「いじめのない明るく楽しい安心・安全な学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止方針」を策定した。

いじめ防止の基本方針として、次の5点を基本方針として対策を講ずる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講ずる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

（2）いじめの定義

いじめとは、「当該児童生徒が、在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（3）学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

（4）いじめの基本認識

日々の「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合には「早期対応」に迅速かつ適切に取り組む。

2 いじめ防止対策組織

（1）いじめ防止対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止を図るために「いじめ防止対策委員会」を設置する。

- | | |
|--------|---|
| 〈構成員〉 | 地域代表：学校運営協議会委員（7名）
専門機関：和水町スクールカウンセラー（1名）
保護者代表：PTA 会長（1名）・副会長（3名）
小中一貫教育：三加和中学校長
学校代表：校長、教頭(情報集約担当者)、生徒指導担当、特別支援教育コーディネータ、養護教諭、人権教育主任、道徳教育推進教師 |
| 〈活動内容〉 | ①学校の現状報告
②各アンケート結果報告
③課題への対策・協議・意見交換等 |
| 〈活動日〉 | ①前期1回、後期1回。但し、いじめ事案発生時は緊急に臨時開催する。 |

3 いじめの未然防止

(1) 学校におけるいじめ防止

- 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- 教師一人一人が分かりやすい授業づくりに心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を持たせる。
- 日常生活における諸活動の中で自己有用感を味わわせることにより自尊感情を育ませる。
- 道徳の時間を中心に、『命を大切にする心』を育むプログラム、等を活用することにより、命の大切さについて指導を継続的に行う。
- 望ましい集団生活や体験活動、人権学習、教育相談活動等を計画的に指導することで豊かな人間関係づくりを行っていく。
- 「いじめは絶対許されないことである」という認識を児童が持てるように教育活動全体を通して指導する。
- 「傍観者」「無関心者」もいじめに加担していることを周知させる。
- 学校全体での暴力や暴言については、その都度指導を行い排除する。
- いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について、児童・保護者・地域に啓発を行う。
- インターネットを通して行われるいじめを防止するために啓発活動や情報モラルについての指導を行う。

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめの早期発見・早期対応

日頃から児童が発する危険信号を見逃さないよう、いじめの早期発見に努める。また、定期的にアンケート調査を実施するとともに、個人教育相談等を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に聞き取る。

①いじめ調査等

- ア 児童対象 年6回（5・7・9・11・1・3月）
- イ 保護者対象 年1回
- ウ 教育相談 年2回

②いじめの相談体制

児童及び保護者がいじめ等を相談できるように、「いじめ相談窓口」を設置する。また、教育相談は担任と担任外の児童が希望する職員とも行う。

③いじめの早期発見

- ア 授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察する。
- イ 児童の気になる言動は全職員で観察するとともに、保護者にも伝える等の情報の共有を行う。

④いじめ防止に係る資質の向上

いじめ防止ための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施することはいじめの防止に関する職員の資質向上を図る。

5 いじめの相談・通報窓口

いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

◎情報集約担当者：教頭

- 生徒指導主任
- 養護教諭
- 特別支援教育コーディネーター

(2) 学校以外はいじめ相談・通報窓口

- 和水町教育委員会
- 玉名地域振興局 保健福祉環境部 総務福祉課
- 熊本県いじめ相談電話
- 熊本県立教育センター教育相談室
- 熊本いのちの電話
- 熊本こころの電話

6 いじめを認知した場合の対応

(1) 発見から組織的対応の展開

いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、再発を防止するため、いじめを受けた児童や保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を積極的に行う。

ア いじめの情報の把握

全職員があらゆる場で、日頃から児童の交友関係や表情・態度等の小さな変化に気を配る。

〈児童の気になる情報〉	〈具体的な態度等〉
アンテナを高く・広く	*いつもと違う児童の変化*
●登校渋り	○理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退
●家庭連絡	○学習意欲の低下
●児童の言動からのサイン	○特定の児童への冷やかし・からかい
●交友関係	○持ち物の破損・落書
●学校での様子	○家庭からの金品持出
●地域からの情報	○打撲・すり傷
●関係機関からの連絡	○表情・情緒、言葉遣い等の変化
	○一人で行動
	○保健室・職員室への来校
〈いじめ情報のキャッチ〉	
◇いじめが疑われる言動を目撃	◇アンケートや教育相談等から
◇日記等から気になる言葉を発見	
◇児童や保護者からの訴え	

いじめ防止対策委員会の立ち上げ

イ 「いじめ防止対策委員会」の構成

校長・教頭・担任・養護教諭・生徒指導担当・人権教育推進教師・特別支援教育コーディネーター等事案に応じて編成する。

ウ 対応方針の決定・役割分担

①情報の整理

②対応方針

・緊急度の確認、危険度の確認

③役割分担

・被害者、加害者、周辺児童からの事情聴取と支援・指導担当
・保護者への対応担当
・関係機関への対応担当

エ 事実の究明と支援・指導

・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
・事実に基づく聴取は、被害者→傍観者→加害者の順で行う。
・複数教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者については秘密を厳守する。
・いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることを防ぐ。
・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。

オ 調査実施上の注意点

・教職員がいじめ被害者の味方に立ち、児童を支える立場で接する。
・被害者は被害を語らないことが多いので、性急にならず、被害者の気持ちに沿って聞く。
・加害者には、威圧的にならず、本人の不満や言い分を受容的に聞く。
・事実確認の段階では、安易に善悪の判断はしない。
・内容に矛盾はないか、慎重・多角的に検討し事実関係を明確にする。
・当事者以外からの情報には、その情報源に迷惑が及ばないように配慮する。
・家庭訪問・来校等の保護者との面談時は保護者の立場と心情に十分配慮する。
・調査項目（氏名）

①日時 ②場所 ③関係者（被害者） ④関係者（加害者）

⑤内容・状況等

・状況（日時・場所・関係者・内容等） ・動機・背景
・詳しい内容・特徴 ・保護者の知っていること
・教職員の知っていること ・その他（他の問題行動との関連等）

カ いじめの被害者、加害者、傍観者、無関心者への指導

①いじめ被害者への対応

- ・いじめられるつらさや苦しみに共感的理解を示す。
- ・いじめは絶対に許さないこと、解決まで「必ず守り通す」等徹底していじめられる側に立つことを伝える。
- ・どんな理由があるにせよ、徹底していじめられた児童の味方に立つ。
- ・親身になって話を聞く。(静かに、落ち着いて話ができる雰囲気、相槌を打ちながら話を聞き、児童を安心させる等)
- ・継続的に事後指導を行い、今後の対策について一緒に考える(学校の考え・対処の仕方を誠意を持って本人に伝える、本人の意思を無視して強引に解決を進めない等)
- ・いじめ防止への強い取組の姿勢を継続して伝え、信頼関係を作る。
- ・本人が自信を持って学校生活を送れるよう事後指導を徹底的に行う。

②いじめ加害者への指導・対応

- ・いじめの背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然として指導する。
- ・いじめた児童の行為を中立の立場で冷静に確認する
- ・いじめた児童の言い分を聞きながらいじめの意図を確認する。
- ・いじめた児童自身の心理的背景を理解する
- ・自分はどうすべきであったか、これからどうするかについて考えをまとめ、行動できるように援助する。
- ・一方的に問いつめるようなことはせず、お互いの人間関係を大事にしながら良い点を認めてやる。
- ・集団でのいじめの場合は個別指導と並行してグループとの話し合いを継続して行う。
- ・本人が「謝りたい」という気持ちが生まれた段階で、いじめられていた児童の気持ちを確認しきちんとした謝罪と今後の決意表明をさせる。
- ・いじめた児童の長所を本人に伝え、そのエネルギーを長所を生かしたことに向けさせる。

※出席停止制度の児童・保護者への周知

- ・出席停止制度についてその活用を図るため、制度活用の問題点や出席停止期間中の児童に対する学習支援の在り方について学校としての考え方を統一し、共通理解を図る。

③傍観者・無関心者への指導・対応

- ・いじめられている児童のつらい気持ちを考えさせるとともに、いじめ行為の卑劣さを理解させる。
- ・いじめを見てはやしたてる行為は、いじめへの加担行為であり、いじめと同じであることを分からせる。
- ・いじめを見て見ぬふりをするという傍観・無関心という態度は、いじめられている児童にとってどういう影響を持つか考えさせる。
- ・学級活動等で、いじめ問題について話し合わせ、いじめをなくすにはどうすればよいかを、児童一人一人に自分のこととして考えさせる。
- ・心の悩み・イライラ・先々への不安などのストレスを排除し、明るい気持ちで生活できるよう援助する
- ・いじめが起こった時、当事者だけの問題にとどめず、学級・学校全体の問題として考えていく。
- ・学級や全体への指導では、教職員は正論だけを訴えるのではなく、感情に走らず、冷静に本気でこの問題に取り組んでいる姿勢を示す
- ・いじめを止めたり、教職員に連絡したりすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる
- ・日常生活において、教職員と児童一人一人とのふれ合いを通じて児童を温かく見守り、内面を理解し、良いところを伸ばすように心がける
- ・児童一人一人との好ましい人間関係を確立し、心が通い合う学級の雰囲気作りに努める

(2) 保護者との連携

ア いじめ被害者の保護者との連携

- 確認したいじめの事実関係を冷静かつ正確に伝える。
- いじめられた児童保護者に対しては、学校としての対策が十分でなかったことを素直に認め謝罪する。
- 学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、いじめの再発防

- 止策に関する学校の指導方針を説明し、理解を得る。
- 家庭における児童の様子を観察など、保護者に協力を依頼する。
- いじめの調査結果について被害児童、保護者への適切な情報提供を行う。
- イ いじめ加害者の保護者との連携
 - 家庭訪問等により、直接いじめ行為等についての事実を伝え、その場で子どもに事実の確認をするとともに、相手の子どもの状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
 - 学校としての対応について説明し、問題解決のためには保護者の協力が不可欠であることを伝える。
 - 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
 - いじめの調査結果について加害児童、保護者への適切な情報提供を行う。

(3) 関係機関との連携

- ①警察への通報等関係機関との連携
 - 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、和水町教育委員会及び玉名警察署と連携して対処する。

(4) いじめの解消について

- いじめが解消している状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。
- ア いじめに係る行為が止んでいること
 - その期間は、すくなくとも3ヶ月を目安とする。
 - いじめ被害の重大性からさらに長期間の中止期間を設定する。
- イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - 心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態についての基準

- 重大事態とは
 - ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めるとき
 - ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
 - ③児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者 → 担任 → 生徒指導主任 → 教頭 → 校長
- ② 校長 → 和水町教育委員会
- 緊急時には臨機応変に対応する。
- 和水町教育委員会へは速報後、文書で報告する。
- 必要に応じて、警察等関係機関に通報する。

(3) 重大事態発生時の初動

- ①「いじめ防止対策委員会」の招集
- ②和水町教育委員会への報告と連携
- ③事実の究明
 - ・いじめの状況等の聴取
 - ・事実に基づく聴取〈被害者→傍観者→加害者〉
- ④警察への通報等の関係機関との連携

8 公表・点検・評価

- 「いじめ防止基本方針」を公表する。
- いじめ問題への取組を学校評価（保護者、児童、職員）により、評価をする。
- いじめに関する点検・評価に基づき、「いじめ防止基本方針」を見直す。

9 いじめ基本方針改正最新日

・令和4年4月21日